

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五所川原市長 佐々木 孝昌

市町村名 (市町村コード)	五所川原市 (02205)
地域名 (地域内農業集落名)	五所川原南 (松島南(水野尾、米田、唐笠柳、石岡、吹畑、漆川、一野坪(朝日田崎、狐崎)、字幾世森)・栄(湊、姥范、稲実、広田、七ツ館)・梅沢(梅田、中泉)・長橋南(浅井)・小曲(小曲))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業は、水稻が広く占めており、転作作物としても飼料用米などの非主食用米が多い。また、大豆、小麦の畑作物への転換もあるので、地域全体で土地利用型農業が中心となっている。

また、新規就農者が多い地域のため、ハウスを活用した施設園芸野菜・露地野菜も増えており、梅沢地区ではリンゴの果樹作も盛んである。

水田では拡大意向の担い手が多い地域であるが、集積が進んでいるものの他集落から出入作が多いため、地域ぐるみでの話し合いによる集約は進んでいない。

施設園芸・果樹作では、必要な資材等の高騰に加え、人員不足や高温による品質低下等の要因があり、現状維持・規模縮小傾向である。また、新たな受け手や転換作物となるものが少ない。

また、稲実・七ツ館・広田・米田の改良区受益地内の圃場整備未実施地区においては、借り受けする担い手が非常に少ないので、遊休農地化している所もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻生産においては、可能な範囲でスマート農業機械を活用した省力化・直播栽培など新技術等の更なる普及を検討していく必要がある。

・大豆・小麦生産においては、水田活用直接支払交付金のルール見直しによる交付対象外水田となる農地もあるので、水張り困難な農地の畑地化や新たな高収益作物導入などの検討を急ぐ必要がある。

・施設園芸・果樹作では既存の栽培方法のみならず、省力効果のある栽培方法や、近年の気候に対応した品種・作物の確立が必要である。

・スマート農業機械・大型機械をフル活用できる圃場を早期に整備するために、地域農業者同士の集約化と連動しつつ、自力施工で畦畔除去などを行っていく体制づくり等を検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,297 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,297 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

水田においては、大豆・小麦の1ヶ月の湛水管理による水使用も考えられるため、地域の水利事情を考慮して作目・栽培方法による団地形成を目標とした話し合いを積極的に推進していく。また、農業者同士の集約化を進めていくうえで、農地の小作料・契約条件などの均一化等についても考慮していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

水田農業の貸借においては、当年産の米概算金ベースの支払が主流のため、農地中間管理機構による貸借が進んでいない。そのため、農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心として、所有者・担い手が相互に理解して貰いながら活用を進めていく。

果樹においても、木の状態・防除に必要な水源など、担い手への借受条件に合致する事例が少ないため、果樹関連事業の活用との組み合わせを提案して貸借を促進していく。

交付対象外水田になった農地の遊休農地化が考えられるため、機構関連事業の活用を通じて解消・受入の体制を各地域ごとに整えていく必要がある。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備実施済の地区では、今後必要な整備の内容について関係機関と話し合いを積極的に行っていく。

集落内の話し合いを通じて、改良区の受益地外の水田においては委託施工による大区画化やU字溝整備、樹園地などは農業用水設備の整備など、今後の担い手の確保へ向けて方向性を話し合っていく必要がある。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農作業受託組織(防除・刈り取り組織等)の取組については、設備更新・維持が厳しい経営体の増加が考えられるため、設備投資コストが高騰する昨今では、今後も地域において不可欠の組織である。

また、農福連携事業や六次化などに取り組む経営体もあり、人員確保や付加価値向上において経営モデルのひとつとなっている。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻・大豆の病害虫の一斉防除をヘリコプターを所有する者が主に活動しているが、近年では担い手が個人で所有するドローンも普及している。果樹では、集落の共同防除組合が活動している。

また、大豆・小麦の乾燥調製は農業協同組合や大規模経営体が受託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやニホンジカ等の個体数の増加を抑える必要があるため、追い払いではなく捕獲できる人材の育成。
③GNSS基地局が令和5年度に整備されたが、自動操舵システムを活用した精密作業の普及は進んでいる一方で、収量コンバインや可変施肥などのデータを活用した分析等の活用は広く普及していないため、具体策が急がれる。

④果樹に輸出においては、モモシンクイガへの対策として地域一帯となってコンフューザーRの設置を継続していく。

⑤放任園の再生方法・防止についての体制を地域毎に整備していく必要がある。

⑦水田活用直接支払交付金においての対象外農地では、遊休農地化が進んでいくことが考えられるため、多面的交付金などの活用で維持管理を継続していく。

⑧もみ殻の受入施設の整備を望む声が多いが、施設の整備ありきではなく需要者とのマッチングなど、必要最小限コストで抑えられる処理方法を検討する必要がある。

⑨現在の耕畜連携(資源循環、わら利用)を今後も継続し、地域の生産者同士によるつながりを維持していく。